

-財務省-

自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの

3特例の適用を誤っていた徴収過不足額(収入) 5億7908万円

(前掲45ページ参照)

1 租税特別措置等の概要

(1) 租税特別措置の概要

租税特別措置のうち、自己の居住の用に供する住宅を対象とした主なものとして、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措置法第41条)、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例(措置法第41条の3の2。これらを「住宅ローン控除特例等」)、居住用財産の譲渡所得の課税の特例等(措置法第35条第1項等。「譲渡特例等」)及び直系尊属から住宅の取得等の対価又は費用に充てるための金銭(住宅取得等資金)の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(措置法第70条の2。「贈与特例」)がある(これらを「3特例」)。

措置法第41条及び第41条の3の2の規定によれば、住み替え後の住宅に係る住宅ローン控除特例等と住み替え前の住宅に係る譲渡特例等(措置法第35条第3項の規定により適用を受ける場合を除く。)は、居住日の属する年とその前後の2年間計5年間において、重複して適用を受けられないこととされている。また、措置法施行令第26条第5項の規定によれば、住宅取得等資金の贈与を直系尊属から受け、贈与特例等の適用を受けた場合、その適用を受けた住宅取得等資金の額を住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除して住宅ローン控除額を計算することとされている。そして、措置法第70条の2第2項の規定によれば、贈与特例の適用要件は、住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が2000万円以下であることなどとされている。

(2) 3特例の適用手続及び審査

特例の適用を受けようとする納税者から書類の提出を受けた税務署は、確定申告事務処理要領等の審査マニュアルに基づき、審査を担当する部門に回付される書類及び他の部門が管理する書類を確認する必要がある。また、納税者の転居等により所轄する税務署が変更となった場合、当該納税者の申告書等の書類のうち必要とされる一部の書類が新たに所轄することになった税務署(現所轄税務署)へ移管されることとなっている。

(3) 国税総合管理システムへの申告等情報の入力状況

国税庁は、申告、納税事績等の情報(申告等情報)のうち必要な情報を入力して税務行政の各種事務処理を行うために、国税総合管理システム(KSKシステム)を全国的に運用している。そして、税務署ごとに3特例に係る申告等情報について入力することとなっており、KSKシステムには3特例の適用要件を満たしているかなどについて審査できる申告等情報が保存(KSKデータ)されている。

2 検査の結果

同庁及び63税務署において、平成25年分から29年分までの申告について会計実地検査を行った。そして、検査により判明した3特例の適用を誤っている可能性のある事態と同様の事態の有無等について、同庁を通じて524税務署に調査を求めて検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 3特例の適用状況

^(注1) 455税務署において、納税者3,398人から租税を徴収するに当たり、当該納税者が、適用額の計算を誤ったり、適用要件を満たしていないかったりしていたのに、税務署が3特例の適用に係る審査においてこれを見過ごすなどしたため、申告所得税(復興特別所得税を含む。)等又は贈与税等の徴収額が納税者3,140人について5億5843万円不足していたり、納税者258人について2065万円

(注2)
過大になっていたりしていた。

(注1) 複数の事態に当てはまる税務署があるため、アからウまでの税務署数を合計しても税務署数455とは一致しない。

(注2) 修正申告等の際、3特例の適用の誤り以外を要因とするものを併せて見直したため、徴収過大となることがある。

ア 住宅ローン控除特例等の適用額の計算誤り

徴収額が不足していた申告所得税等 419税務署 2,102人 1億3126万円

徴収額が過大になっていた申告所得税等 158税務署 249人 1738万円

贈与特例又は精算課税特例の適用を受けていたのに、その適用を受けた住宅取得等資金の額を住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除せずに住宅ローン控除額を過大に計算していたことなどから、申告所得税等の徴収額が不足していたり、過大になっていたりしていた。

イ 住宅ローン控除特例等及び譲渡特例等の重複適用

徴収額が不足していた申告所得税等 310税務署 988人 3億4487万円

徴収額が過大になっていた申告所得税等 9税務署 9人 327万円

居住日の属する年とその前後の2年間計5年間に譲渡特例等の適用を受けていたのに、重複して住宅ローン控除特例等の適用を受けていたことなどから、申告所得税等の徴収額が不足していたり、過大になっていたりしていた。

ウ 贈与特例の適用要件違反 徴収額が不足していた贈与税等 40税務署 50人 8229万円

住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が2000万円を超えていたため、贈与特例の適用要件を満たしていないのに適用を受けていたことなどから、贈与税等の徴収額が不足していた。

(2) 税務署における審査状況等

同庁が、税務署に対して3特例に関する統一的かつ具体的な申告書の審査方法を指示していくなかったことなどから、審査を担当する部門が、同一税務署内の他の部門が管理している申告書等の書類の内容を必ずしも確認しておらず、税務署は3特例の適用に係る審査を十分に行っていなかった。また、審査に必要となる申告書等の書類を管理している税務署と現所轄税務署が異なる場合、当該書類の一部のみが現所轄税務署に移管されるため、現所轄税務署は十分に審査することができないことになるが、同庁において、これを補うKSKデータを活用した3特例の適用に係る審査を十分に実施するための体制を整備していなかった。

このように、納税者が3特例について適用を誤って申告していたのに、税務署が3特例の適用に係る審査においてこれを見過ごすなどしていたり、KSKデータを活用した3特例の適用に係る審査を十分に実施するための体制を整備していなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 国税庁が講じた改善の処置

同庁は、3特例の適用が適正に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 30年11月に事務連絡を発するなどして、是正を要すると見込まれる納税者に対して申告内容の見直し、申告誤りのは正、不足分の税額の納付等を促す文書を税務署に発出させるとともに、税務署に対して3特例の適用要件等について研修や会議を通じて周知するなどした。

イ 3特例の適用誤りを防止するために、3特例の適用要件等について、納税者等に交付する手引等の見直しを実施して周知したり、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう、3特例の適用に係る審査に当たっては同一税務署内の他の部門が管理する申告等情報を活用するよう審査マニュアルを見直した上で、30年10月に事務連絡を発して税務署に対して周知したりした。また、令和元年8月に事務連絡を発して、転居等により所轄する税務署に変更があった納税者については、KSKデータを活用し、毎年、同庁において特例の適用を誤っていると見込まれる者のリストを作成の上、税務署に確認を実施するようするなどした。